

令和7年度ケアプラン点検

鹿屋市では、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第1号に基づく介護給付適正化事業の一環として「ケアプラン点検」を実施しております。

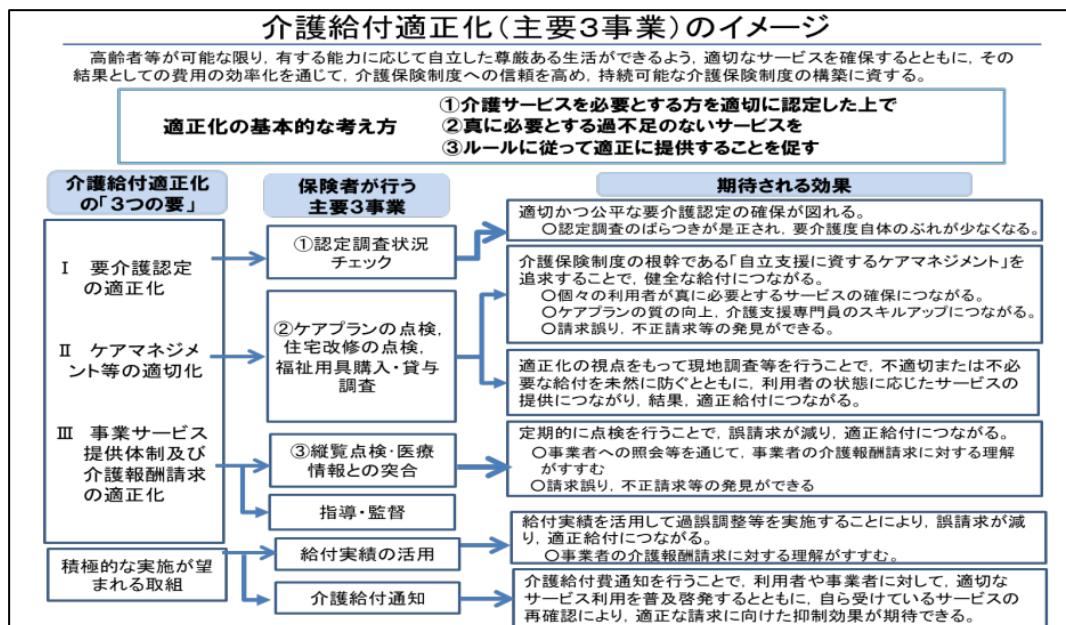
1 目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うもの。

2 概要

市内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに属する介護支援専門員等が担当する利用者のうち、確認の必要があると判断したものについて、個別にケアプラン等の点検を実施する。

※参考 介護給付適正化（主要3事業）イメージ図



3 点検方法について

アセスメントシートから第1表～第5表までの計画書を、厚生労働省が提示する「ケアプラン点検支援ツール」を利用して点検。確認事項あった際には、連絡をとり窓口にて聞き取りを行う。

※ケアプラン点検支援ツールについては、厚生労働省のホームページを参照ください。

【厚生労働省ホームページリンク先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/hoken/jissi_00005.html

4 点検結果について

点検を行い、不適切なケアプランがあった場合には、プランの検討等を依頼する場合がある。

また、適切・不適切に関わらず、点検が終了した際に、確認結果を記載した通知及び、ケアプラン点検支援ツールの結果表を送付する。